

平成23年第1回大台町議会定例会会議録（第3号）

1. 招集の年月日

平成23年3月7日（月）

2. 招集の場所

大台町議会議場

3. 開 会

3月16日（水）

4. 応 招 議 員

1 番	堀江洋子君	2 番	廣田幸照君
3 番	山本勝征君	4 番	小林保男君
5 番	大西慶治君	6 番	直江修市君
7 番	元坂正人君	9 番	村田侑康君
10 番	小野恵司君	11 番	前田正勝君
12 番	中西康雄君	13 番	上岡國彦君
14 番	伊藤勇三郎君		

5. 不 応 招 議 員

なし

6. 出 席 議 員 数

13名

7. 欠 席 議 員

なし

8. 地方自治法第 121条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町長	尾上武義君	副町長	余谷道義君
教育長	村田文廣君	総務課長	上瀬勉史君
会計管理者	高西立八君	企画課長	東久生君
町民福祉課長	磯田諄二君	健康ほけん課長	大滝安浩君
税務課長	立井靖樹君	教育課長	鈴木恒君
生活環境課長	鈴木好喜君	産業課長	野呂泰道君
建設課長	高松淳夫君	報徳病院事務長	尾上薫君
総合支所長	谷口俊彦君	大杉谷出張所長	寺添幸男君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西山幸也君	同書記	北村安子君
--------	-------	-----	-------

10. 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 3号 大台町町道路線の変更について
- 日程第 3 議案第 4号 大台町町道路線の変更について
- 日程第 4 議案第 5号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町宮川歯科診療所）
- 日程第 5 議案第 6号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町奥伊勢フォレストピア）
- 日程第 6 議案第 7号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町むらびと工房）
- 日程第 7 議案第 8号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町集落生活改善センター）
- 日程第 8 議案第 9号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町栗谷ふれあいセンター）
- 日程第 9 議案第 10号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町宮川特産品加工施設）

- 日程第 1 0 議案第 1 1 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町乾燥調製施設）
- 日程第 1 1 議案第 1 2 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町公園）
- 日程第 1 2 議案第 1 3 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町林業総合センター）
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町簡易給水施設）
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 大台町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 大台町例規集の内容点検に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 大台町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 大台町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 大台町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 大台町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 大台町宮川地域総合センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 大台町営若者住宅条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度大台町一般会計予算（委員長報告）
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度大台町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 平成 2 3 年度大台町簡易水道事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 平成 2 3 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度大台町介護保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度大台町生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 3 0 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度大台町国民健康保険病院事業会計予算（委員長報告）

追加日程

- 日程第 1 議案第 3 2 号 林道茂原支線災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第 3 3 号 平成 2 2 年度大台町一般会計補正予算（第 1 4 号）
- 日程第 3 議案第 3 4 号 平成 2 2 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 議案第 3 5 号 平成 2 2 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 5 議案第 3 6 号 平成 2 2 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 6 議案第 37 号 平成 22 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 38 号 平成 22 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 39 号 平成 22 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 40 号 平成 22 年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）

再開の宣告

(午前9時00分 再開)

○議長（大西慶治君） 定刻となりました。

ただいまから、平成23年第1回大台町議会定例会を再開します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあります議事日程表のとおりです。

諸般の報告

○議長（大西慶治君） 日程第1 「諸般の報告」を行います。

去る3月7日の本議会における、町長の施政方針及び主要事項説明の中で、町長から発言の訂正申し出がありました。

会議規則第64条の規定に準じて許可しましたので、その内容を報告します。

発言の訂正事項は、お手元に配布しましたとおり、25ページの「平成23年度実績」を「22年度実績」に、また28ページ財政調整基金繰入金「1億9974万4000円」を、「1億9995万6000円」に訂正するものであります。

諸般の報告を終わります。

議案第3号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第2 議案第3号 「大台町町道路線の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の質疑～採決

○議長(大西慶治君) 日程第3 議案第4号 「大台町町道路線の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第4 議案第5号 「大台町公の指定に係る指定管理者の指定について（大台町宮川歯科診療所）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

○6番（直江修市君） 公の施設の指定管理者の期間の変更について、議案が何件か出ております。

私、総務課のほうから資料をいただいております、これは総務省行政局長名で各都道府県並びに議会議長会等に宛てられたものでありまして、「指定管理者制度の運用について」ということでもあります。8項目について通知されております。その中で、本年度の当初予算で指定期間が複数年度にわたり、かつ地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが、確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定するというので、予算でそのような措置が講じられております。この8項目の中に、さらに私今までも公の施設の管理の期間について発言してきました。

近いところでは、三瀬谷小学校敷地内に建設されました放課後児童クラブの施設、この施設の指定管理につきましても、3年というのは短いのではないかなというような発言をしてまいりました。このことにつきまして、「指定管理者

による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は期間を定めて行うものとしてされている。この期間については、法例上、具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の養成も勘案し、各地方公共団体において施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること」ということも通知されております。

これはやはり全国的に指定管理者にそぐわない公の施設とか、指定機関を定めることによる不具合とか、必要ないではないかというような声が多数あがってきておることの反映だと、それを受けての国の通知だというふうに思うんですけど、町の公の施設につきましても、そういうことが言える施設が多々あると思うんですね。

例えばずっとあるんですけども、歯科診療所におきましても、これはずっと松阪歯科医師会に管理運営をやっていってもらおうと、医師を派遣してもらおうということは、これは宮川地域の人の願っておるところでありまして、それに応えて行政もそのように対応してもらっていることから、やはり期間につきましても、3年というふうに今までずっと法には定めなかったけども、3年ごとに見直すというようなことで、踏襲をされてきておった。この3年というのはやはり施設におきましては、その指定管理者がきちっと公の施設の管理目的に沿ってやっておるかということの検証のための期間であって、こういう歯科診療所なんてというのは、歯科医療というようなことで、特にお医者さんうんぬんというようなことが問われるような施設ではないというふうに思います。

というようなことから、この上程されております指定期間の3年ということとは、この通達に基づいてこの機会に見直すべきではないかというふうに思いますので、見解を伺いたい。

○議長（大西慶治君） 総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 直江議員さんのご質問に答えをいたします。

以前からそういうことのご質問をいただいていたところでございます。以

前もお答えをしたように思いますけども、特に集会所あたりにつきましては、当然このいわゆる指定管理者制度の法の不備と申しますか、そういうところがございまして、5年程度ということ、念頭に考えておりました。

今回につきましては、それぞれの公の施設につきまして、条例上で決めておりました、その前に指定管理者の選定に入るというようなことに、それは私どもの事務上のちょっとミスがございまして、条例改正を先にすべきところを、指定管理者の指定を先に行っていく必要がございましたので、今回につきましては、従来を踏襲をいたしまして、3年とさせていただきます。

今後につきましては、当然そういう施設につきましては、期間をいま当面5年程度と考えておるんですけれども、そういった方向で考えてまいりたいと存じます。

○議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第5 議案第6号 「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町奥伊勢フォレストピア）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第6 議案第7号 「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町むらびと工房）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第7 議案第8号 「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町集落生活改善センター）」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、廣田幸照議員の退場を求めます。

（2番 廣田幸照議員 退場）

○議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

廣田幸照議員を議会事務局長より復席ということで、連絡をお願いします。

○議長（大西慶治君） 暫時、休憩します。

（午前9時13分 休憩）

（午前9時13分 再開）

（2番 廣田幸照議員 復席）

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第9号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第8 議案第9号 「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町栗谷ふれあいセンター）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の質疑～採決

○議長(大西慶治君) 日程第9 議案第10号 「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について(大台町宮川特産品加工施設)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の質疑～採決

○議長(大西慶治君) 日程第10 議案第11号 「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について(大台町乾燥調製施設)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第11 議案第12号 「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町公園）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第12 議案第13号 「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町林業総合センター）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第13 議案第14号 「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町簡易給水施設）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第14 議案第15号 「大台町暴力団排除条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「あります」と呼ぶ声あり)

○議長（大西慶治君） 小林議員。

○4番（小林保男君） 第8条なんですけれども、暴力団員または暴力団、もしくは暴力団員と密接な関係を有するものとありますが、どの程度を言われるのか。例えば社員に暴力団員がいたということか、そのようなことも含まれるのか、少しお聞きします。

○議長（大西慶治君） 総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 今のご質問の件でございますけれども、当然社員として暴力団員がおる場合については、当然入札に参加することはできません。

○議長（大西慶治君） 直江議員。

○6番（直江修市君） 大台町暴力団排除条例であります。設置目的は、「暴力団排除に関する施策を定めることによって、暴力団排除を推進し、もって町民の安全で平和な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与するこ

とを目的とする」ということでありまして、定義におきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づいて定義付がなされております。基本理念がございまして、目的、基本理念に基づいて町としては責務として、暴力団排除に関する施策を推進するものとするということでありまして。

こういう推進されなければならないということからも、本来は実効性が確保されているかどうかということが、条例を定めたあとの大事な観点だというふうに思いますが、実効性の確保の手段としましては、いわゆる罰則規定、罰を予告することが予防、罰を執行することが牽制を行うということでありまして、いわゆる定められたことがきちっと遵守されておるか。違反した場合は、申しましたような形で対処していくということなんですけれども、これらの規定がこの条例にはございません。

そういう点で、この実効性の確保ということが、条例を制定しても、できないのではないかとこのように思います。当然、罰則規定がないということは、もう確実に実行されなければならないということにつながっていかないわけなんです。しかし町としてはこういう法律を定めましたら、町の責務というようにすることで、政治的、道義的責任というのは、当然出てくるということなんです。実効性確保のための罰則規定はなかったとしても、この条例を定めた以上は、それを施行していくにあたって、きちっと責任を持ってやっていくということの道義的な責任、制定責任は生まれてくるということでありまして、この点につきまして、当局はどのように責務を履行していく、いわゆる実効性を確保していくという考えなのか伺います。

で、青少年等に対する教育等につきましても、第1条に定められておりますけれども、学校等はこういったいわゆる教育等が、実際学校現場でできるのかどうか、ここもしなかつても、特に罰則の規定はございませんから、言えば罰せられることはないんですけれども、やはりこういう規定を設けた以上、道義的、政治的責任が出てくると。こういうところをどう遂行するのかということについて伺います。

具体的には、つまりは罰則規定等が必要に感じられる条項としまして、第12条、第13条があります。利益の供与をしてはならない。暴力団の威力を利用してはならないということなんでありますけれども、威力を利用してもここでは、特定されたとしても罰則規定がないんですね。つまりはこういう規定を設けながら、この条例に違反したような事案が発生しても、特に利用した人に対しても、何もないということなんでありますけれども、これは刑法上、この利用したとしても、それが実害を生じさせたかどうかというところの判断というのは難しいということなんでありますね。

そういうところから、この暴対法の罰則規定があるんですけれども、その10条に何人も指定暴力団員に対し暴力的要求行為をすることを要求し依頼し、またはそそのかしてはならないと、これが条例にございます、12条、13条の関係になってくるんですけど、暴対法におきまして、こういうそそのかしても特に罰則の対象にはならないという内容になっております。

暴力的要求行為が現になされた時は、命令をして、中止を命じて、その中止命令を聞かなかった時には、罰則適用というようなことになってますので、町の条例におきましては、暴力的要求行為の以前の行為をするなということなんでありますね。

ですからここでも、結局そういう行為をなしても、特に罰せられないということでもありますので、非常に運用は微妙なように感じるんですけど、その境目ですね、暴力的要求行為が現になされたら、その要求行為を暴力団員に頼んだというような関係がきちっと立証されないと、この13条なんて生きてこない。仮に立証されても、その利用者、利用したほうは特に罰則の適用がないということでもありますので、この12条以下の具体的な要求、暴力的要求行為をやって中止を命じられて中止をしなかった場合に罰則といった時に、この13条で言うております利用した人はどうなると。いわゆる教唆ですね。

殺人教唆なんかでも、これは実刑対象になりますけれども、いわゆるこの暴力的要求行為を教唆した人はどうなるんかということですね。それはもういわゆ

る暴対法で対応していくという形になるんか。この条例を適用されても、まったく実効性がないという矛盾が出てくるんですね。そこのところはどうも法律とこの条例との関係ですね、特に刑事訴訟の関係になってきますんで、とにかく町としては当局に告発していくということがないと、まったくこの条例というのは、実効性がないということなんでありますけれども、今申しましたように、現にその暴力的要求行為があつて、警察当局は命令をして、命令をきかんだ時に罰則規定を課すといった時に、この利用した人はどうなんかと、この13条における、13条の規定に反した人はどうなんかというようなところについては、どのように考えておられるか伺います。

○議長（大西慶治君） 総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 直江議員からたくさんご質問いただきましたので、もし不足しておればまたご質問いただきたいと思います。

まず初めに暴対法と大台町暴力団排除条例の関係でございましてけれども、暴対法につきましては、暴力団員の不当な行為を規制しておりますけれども、町民とか事業者の責務については、規定をされておられません。そのために、暴力団の排除を推進するために、この本条例を制定するというのは第一義的なことでございます。

そして実効性の担保のことでございましてけれども、確かに12条、13条につきましては、利益供与をしてはならないということございまして、いわゆる「してはならない」ということは、一般的には直江議員おっしゃるように、いわゆる罰則規定を伴う場合について「してはならない」という言葉が、よく表現的に条例とか法律用語として使われておるところでございまして。

ただいわゆる作為義務違反や、不作為義務違反の行為に対して、処罰規定が置かれているかどうかにつきましては、一般的にはこういう場合は置かれるというのが、普通みたいです。ただそれもケース・バイ・ケースでありまして、いわゆる諸般の事情に勘案して、その義務を担保するために、適切であると思われるものが選択されると。いわゆるそういう時にも、いわゆる罰則規定を設

けないということもありうるというのが、一般的な見解みたいでございます。
その中で今回の大台町暴力団排除条例でございますけれども、いわゆる三重県各市町がいわゆる連携をとりまして、基本的に同一の条例を上げていくと。それによって、暴力団を三重県へ入れないというようなことの大きな主眼がございまして、いわゆる先ほど申しましたケース・バイ・ケースにあたるのではないかと考えておるところでございます。

○議長（大西慶治君） 教育課長。

○教育課長（鈴木 恒君） 学校教育の関係につきましては、中学校で今現時点では、具体的な教育方策というのは、まだしておりませんが、今後は中学校長並びに生徒指導の担当の先生方と協議しながら、大切なことですので、取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（大西慶治君） 総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 失礼しました。

学校教育、今教育課長が答弁をしていただきましたけれども、学校教育につきましても、教育委員会に町当局から申し入れを行いたいと考えておるところでございます。

また実効性の担保の件でございますけれども、警察との関係を特に密にいたしまして、条例違反の場合は当然告発等も念頭に入れながら対処してまいりたいと考えております。

○議長（大西慶治君） 直江議員。

○6番（直江修市君） 暴力的要求、この行為の前提に、13条にございますように、町民が威力を利用したということですね、そそのかしたというような関係が、したということで、暴力的要求行為が摘発されたといった時に、この13条のその前に13条の関係が発生しておった場合は、これはどうなっていくんですか。

利用した町民というのも当然罰則適用を受けるというような措置につながっていくんか、これは警察側の考え方だと思いますけれども、実行犯は暴力団員

だったということではありますが、暴力団員の供述によって、誰々から頼まれたと、そのためにお金を受け取ったというような関係が、明らかになってきた時には、いわゆる利用したサイドはどうなっていくんか。このことについてはあまり暴対法にも出ておらんのですけども、その関係はどうなっていくんかということですね。

そういうものがはっきりないと、この13条もあまり効果がないと思うんですね。つまりはそういう利用した人も、実際そういう暴力的要求行為があつて、摘発された時に実行犯が供述して、その供述の中に具体的に氏名が明らかになってきたといった時に、その方が問われるかということですね。その関係はどうなっていくんか。でないと、こういう13条は生きてこんどと思うんですけども、総務課長言われたように、暴対法にはそういう利用うんぬんというのはないわけですよ、そそのかしたものについてはこうするというようなことがない、ないから事前の予防策として、町民にこういうことを啓発するわけですね。そんなことをしたら罪に問われますよということから、止めましょうということなんですね。やった時にどうなんやということなんですね、その点も大事な点だというふうに思うんですけども、その点についてはどうですか。

それと、議運でも指摘もあつたんですけど、この条例の施行にあたって、具体的な予算計上がされていないということでありまして、やはり道義的責任があるということからも、何らかのアクションですね、当局としても起こしていく必要があるんじゃないかというような意見も出ましたけども、その点についてはどう考えておられるんか、その点につきましても。

○議長（大西慶治君） 総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 暴対法とこの条例との関係でございませうけれども、いわゆる13条については、罰則規定がないということで、暴対法の中でもそういうことを見つけにくいということでございませう。そのような状況の中で、この条例を上げていくわけでございますけれども、そういうような、当然暴対法の不備を、条例で不備を直すのかというようなところもあるかと思うんですけ

ども、当然そういうようなことが、いろいろ多々発生してきた場合には、暴対法の見直しとか、当然条例の中に県と協議をしたり、当然県を核としまして協議するでありましょうし、その中で当然罰則規定が盛り込まれていく、当然一緒になって盛り込まれていくものと判断をしたいと思います。

それと具体的な予算計上についてのことでございますけれども、議会運営委員会の中でご指摘をいただきまして、私どもこの条例を上げながら、そういうことをちょっと軽率な点がございました。それでこれが可決されました場合には、4月1日から施行でございますので、この条例が可決されました折りに、この22年度予算の諸費の中の需用費をもって、懸垂幕を購入したいと今考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） まず原案に反対の討論を許します。

次に、原案に賛成の発言を許します。

前田議員。

○11番（前田正勝君） この議案についてですが、15号についてですが、この条例案の中に青少年に対する教育とあります。条例の11条ですかね。先ほどいろいろ議論があったところですが、このことに対する文言が第11条にうたわれております。私が恐れているのは、薬物の使用によって起きる事案であります。使用前も使用後も暴力団が執拗に関わっています。使用後はまさに本人の意思をも変える、いろいろな手段を使って関わってきます。本条例案には、町はこれらのことに関係する人々に、適切な措置を講じることができるよう必要な支援を行うものとなっております。私は大台町の将来にとって

も重要なことであり、子どもたちの未来を見据えてこの条例案は不可欠だと思います。よって、本議案の賛成の討論といたします。

○議長（大西慶治君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第15 議案第16号 「大台町例規集の内容点検に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

○6番（直江修市君） 例規集の内容点検を終えて関係条例の整備をするという提案でございます。

この内容点検の作業をされたのは、委託におきまして、第一法規というふう
に説明を受けております。第一法規が町の関係条例を見られて、正しい法規と
照合されて不備なところを直されてきておるんですけれども、それはそれでよ
ろしいんですけれども、町としましても、この第一法規が当然町の実情につい
ては認識しておらないわけなんで、第一法規で訂正できる分野と及ばない分野
というのは、当然出てくると思うんですね。この議会にも幾つかそういうもの

があったわけで、当局が訂正をされたというようなこともありますので、私はやはりその環境省であったのが厚生省になっておったとかいうようなことの訂正も、もちろん当然大事でありまして、法律第何条が第何条であったというふうなことでの訂正も、これは当然整備という点からは必要でありますけれども、今申しましたように、やっぱり当事者でないとわからない条例内容というものがあると思うんです。

ですから、やはり職員においても、この点検を怠りなくやっていくということが大事だと思います。予算案を上げながら、根拠となる条例をきちっと確認していないというような点もあつたりします。やはり日常、自分たちの定めたものに基づいて業務を行っているわけですから、そこに立ち返るということですね、たびたびやっぱりそこへ戻るといふ習性と言いますか、姿勢が私は大事ではないかというふうに思うんです。

そういう点からも改めて、第一法規では及ばないことについての点検というもの、引き続き必要ではないかというふうに思いますので、その点の見解を伺いたい。

○議長（大西慶治君） 総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 今回の内容点検につきましては、確かにいわゆる機械的に行つたことをごさいまして、いわゆる実際やっていく中での内容点検については細かいところまで、まだまだ及んでないと思います。今後、さつそく担当課、各課に指示をいたしまして、十分見直すように指示をいたしたいと思つています。

○議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第16 議案第17号 「大台町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第17 議案第18号 「大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） まず原案に反対の発言を許します。

次に、原案に賛成の発言を許します。

堀江議員。

○1番（堀江洋子君） 大台町男女共同参画基本計画策定委員を加えるという改正内容であるということでもあります。2月27日にも落合恵子さんを迎えまして、講演会がございました。幅広い年齢層の方が講演会にも参加をされておりました。私も参加をさせていただきましたけれども、講演会の内容を聞かれていた方からは、何度もいろいろな講演を聞きましたけれども、とてもいい内容であったということで、私語一つ聞こえなかったし、咳も出なかったということで、大変皆さん、落合さんのお話に真剣に、お話をされることが本当に我が身のことということで、さまざまな事象のお話をされておりました。私も大

大変感激をいたしましたし、こういう講演会がもっとたくさんの方に参加をしていただければよかったかなという思いもありました。

町長の施政方針にもありますように、男女共同参画基本計画を策定していくということで、私もこれまで議会で男女共同参画の推進をとということで、議会でも発言をさせていただきました。町民の方を中心に本当によい計画になることを強く望みまして、賛成の立場から討論といたします。

○議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第18 議案第19号 「大台町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号の質疑～採決

○議長(大西慶治君) 日程第19 議案第20号 「大台町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号の質疑～採決

○議長(大西慶治君) 日程第20 議案第21号 「大台町特別会計条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第21 議案第22号 「大台町宮川地域総合センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

○6番（直江修市君） 別表第10条関係ということで、大台町大杉谷地域総合センターに、グラウンド夜間照明代30分1300円という規定がなされております。

大台町の他の施設、例えばふれあい会館にも夜間照明施設がございますか、この施設の使用料は、1時間2000円となっております。当然夜間照明代につきましては、精算根拠があらうかと思えます。電力の使用料ですね、それに伴います電気代ですか、というようなものが積算根拠と思われませうけれども、改めて大杉谷地域総合センターのグラウンド夜間照明30分1300円の積算根拠と、ふれあい会館におきましては、1時間2000円という料金設定となっておりますけれども、これはこれで額は違っておっても、合理的な積算結果ということなのか。その点、伺いたいと思えます。

○議長（大西慶治君） 総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 大杉谷地域総合センターについては、時間1300円ということで、ふれあいセンターについては、失礼いたしました。時間2600円ということです。それで、健康ふれあい会館につきましては、時間2000円という今の条例でございます。従来からこういう形で来ておまして、その積算根拠については、当時どういうふうにしたのかということまで、ちょっと今わからないところでございますけれども、以前からちょっと申し上げておるんですけれども、いわゆる施設設置条例につきましては、この3月に見直しの条例を出させて、料金の見直しの条例を出させていただく予定でございました。

それでこの中にグラウンド照明もございまして、その中ですべての施設の設置条例の中で、基本的には統一的な金額でもっていこうかなというふうに考えておったところでございますけれども、今のご質問の中で、いわゆる電気代やもんで、いわゆる照明の個数にもよりますでしょうし、照明の個数とか照度にもよるところがございましてけれども、若干違うのかなというところもございまして、そういうことも含めまして、今年度中にほかの料金だけではなくて、いわゆる施設の目的から始まります、いわゆる全般について今年度中に見直しをかけたいと存じます。

○議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

小林議員。

○4番（小林保男君） 大杉谷地域総合センターの体験型施設なんですけれども、料金が小学生未満無料、小学生150円、上記以外350円とあります。ただしこの中に、大杉谷、せんだっての話の中で、大杉谷自然学校は無料ということですが、ここには載ってないんですけど、どういう対処されていますか。

○議長（大西慶治君） 大杉谷出張所長。

○大杉谷出張所長（寺添幸男君） 今までこの施設につきまして、自然学校がこの地域総合センターの中で活動しておりまして、それと同じ考え方で対応させていただきます。

自然学校におきましては、ということで明記はさせていただいておりません。自然学校におきましては、当然必要となる薪は自ら購入し、自ら炊いていただくということで、用意していただく予定でございます。

○議長（大西慶治君） 小林議員。

○4番（小林保男君） 料金がそのようなんですけど、この後、委託ですか、将来的にされるみたいなんですけど、この収入の8割方が無料ということで、他の例えば大杉谷の協議会等が委託を受けるということでは、運営的に成り立たないんじゃないですか。これははなから大杉谷自然学校の施設に取り組むためにつくられたのか、その点お伺いします。

○議長（大西慶治君） 大杉谷出張所長。

○大杉谷出張所長（寺添幸男君） 先ほどの先の質問ですいません。

減免規定がございますので、それで対応させていただくということで、ご理解いただきたいと思います。

それから、今後私どもがこの前、全員協議会等で申し上げたように、当面直営でさせていただくと、いずれは地域のほうでお願いしたいと、その地域の中では自然学校とか地域協議会がございます。ここら辺はまだどちらになるかわかりませんが、そういうふうな運営を考えております。

しかしながら、この施設につきましては、この前申し上げたように、いわゆる地域総合センターの施設の一つとして考えておりました、かかる部分は当然町でみていかさせていただく部分も当然ございます。そういうふうな考え方の中でご負担のない形で、自然学校がやるなり、地域協議会等がやるなり、支援できるところはさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

廣田議員。

○2番（廣田幸照君） 同じく体験型の施設の薪風呂でございますけれども、いろいろ説明を受ける中で、人的な部分は大杉谷支所の臨時職員があたっていくとか、薪の調達についても幾らかというふうな値段の設定についても、まだ不透明な部分がございます。

この1年間、大杉谷支所が管理の主体となってやっていると、その中で収支を見ていくんだと、それで将来的には委託管理費という形になって、委託管理料をその1年間の実績によって、見ていくことになろうかと思うんですけども、収支の見通しが全然立たないと、示されてないと、大杉谷支所費の中でのどんぶり勘定になっていくというふうな理解をしておるわけです。

そしてそれが委託費に反映されていくとなると、箱物の典型で交付金でもって1500万円の施設はつくって、後の運営は町がやっていかなければいかん

ということでありますので、これ委託管理のところで、平成23年度以降の問題になってくると思うんですけど、何か不透明で訳のわからん形でもって運営をされていくというふうなことになると思いますと、後年度負担がかなり生じてくるんじゃないかなと、金額的にはそう大したことがないかもわかりませんが、どうなっていくのかなという将来の見通しが立たない施設のような感じがするんですね。これは全員協議会の時でも申し上げましたんですけども、その辺をもう少し説明いただきたいと思います。

○議長（大西慶治君） 大杉谷出張所長。

○大杉谷出張所長（寺添幸男君） 廣田議員のご質問にお答えします。

今年当面と言いますか、直営で大杉谷出張所が管理、運営させていただきます。その中で私どもが管理しております地域総合センターの職員を、この業務に当てる予定でございます。ということで、人件費的なものはかからないということで、ご説明もさせていただいたところでございます。

歳出におきましては、当初予算のほうで水質検査料はこれ10万円かかるということはわかっておりますので、計上させていただいております。その他経費につきましては、詳しく申し上げますと、灯油代につきましても、ボイラーの着火時に多少使う程度でございまして、薪につきましては地域の方々から集めさせていただく予定でございます。これが数が非常につかみにくいんですが、15万円程度必要になるかなと思っておりますが、この15万円のうち先ほど申し上げたように、自然学校につきましては、それを自ら使うということになりますので、この15万円はまるきり15万円ということではございません。

それから収入につきましても、これ見づらい部分でございまして、利用料が350円ということで設定をさせていただくと、7万円から10万円ぐらいの利用料が入るかとは思っております。ということで、人件費を考えると、当然廣田議員言われますように、非常に運営的には厳しいものでございますが、私どもがこの施設を中心に大杉谷地域の活性化を考えていきたいというふうな

思いがございますので、今後いろいろな活用をしながら、幅広い目的を持たして、この周辺で活動を地域の方々とやっていきたいという思いで、設定しているものでございますので、その点、ご理解いただきたい。

○議長（大西慶治君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第22 議案第23号 「大台町営若者住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

○6番（直江修市君） 第21条におきまして、売払規定が箇条されるということでもあります。

大台町若者住宅条例におきまして、公の施設として設置をされておりますものでありますが、この箇条におきましても、現在住んでおられる方につきましては、全く問題は生じないものというふうに思います。賃貸のまま入居し続けることについて、特に条例改正において、それがだめですよというふうなことになっていないということにつきましては、理解をしております。

私が問いたいのは、現在入居している方が賃貸契約を解除する、つまりは住宅から出ていかれるといった場合、当然これは空き家という形になるわけなんです、その空き家となった事態に対する対処の方法なんですけれども、町としましてはそういった時には売り払うことができるという解釈をされておると、むしろ空き家にあったら売りたいんだという意向のようであります。売るという行為の前提に、現在はこの施設並びに住宅につきましては、行政財産ということになりますと、当然行政財産から普通財産への切り替えということです。

ですので、当局は空き家になったらただちに行政財産から普通財産に切り換える措置を講じると、こういうことなのか、一つ伺いたいというふうに思います。

で、2点目なんですけれども、私は空き家になった場合にも、この住宅条例に基づきまして、本来は入居者を募集して、資格審査をして申し込みを受けつけて決定していくという条例に基づく事務がなされなければならないというふうに思うんですけれども、当局においては空き家になったら、もう普通財産に切り換えて売るんだということを強調されておったわけなんですけれども、条例を見ますと、そういったことになっても、ここには入居に対する規定がございますから、具体的に言えば空き家になった時に、入居の申し込みがある。その方は賃貸でいたい。

一方ですね、売ってほしい。こういうことで町民の方から申し出があった場合、どう対処していくんかということが問われてくると思いますので、その点につきまして伺いたいと思います。

それから、第7条に補欠者ということの規定がございます。つまりは入居申し込みが多くなって、抽選で外れた人につきましては、入居補欠者ということで次回入居募集日前日まで有効期間とするということなんですね。つまりは空き家になったら、その補欠者が入居資格、入居の機会を与えられると。ただし資格を喪失しておった場合、その限りではないという規定もございますけども、という規定がございます。今の住宅におきまして、その補欠者というのはないのか、その点を伺いたいというふうに思います。

それから、入居資格なんですけれども、40歳以下で既婚者とか、あるいは婚姻の届けをしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものとか、婚約の予約者を含むとかいうようなことで規定がございます。これは賃貸の際の入居資格なんですけれども、売り払うといった場合は、もうこういう資格についてはうんぬんしないということ考えておられるんか、その点を伺いたいというふうに思います。

それと、この10年という年限ですけれども、これは説明がございましたように、地総債を借りて建てたという棟もあるという中で、地総債におきましては10年で償還が済むと。したがって、償還が済んだ物件については売っていくということからの私は10年以上賃料うんぬんというふうなことでの謳い方ではないかというふうに思いますけども、改めて伺います。起債の償還が済んだ物件は売り払っていくという考えなんかということですね。そういうことから10年と、10年以上というふうに定めておるんか、その点を伺いたいというふうに思います。

それと、大台町若者住宅についてということで、全員協議会で説明がございました。資料1につきましては、大台町内には現在民間の賃貸住宅が整備されてきており、現状での町営若者住宅の役割は少ないと考えるということで、若者住宅あるいは町営住宅については、そういう役割を終えたようなことを考えておられるようなんですけれども、今度の震災におきましても、家をなくした方を各都道府県が公の住宅に受け入れるようなことで、私はやはり公の施設として

の住宅の意味というのは、今度のことにおいても非常に大事だということを確認、思ったんですけど、やはり民間では大変家賃が高いと。一方若者住宅は大変安いやないかという声があるというような声も、議会の場で言われましたけども、やはり公の施設というのは公営住宅というのは、そういう役割なんですね。低所得者である方に安価に居住できる環境を、やっぱり整えるについては私は必要な施設だというふうに思います。

それと、Iターンというようなことも言われてますけども、今、林業関係で「緑の雇用関係」から、いわゆる町外の若い方が仕事につかれるケースが増えてきています。先般も私の勤めておるところで、「若い子が今度入ってくるんで、空き家ないやろか」というふうな話がありました。

町としましては、私はやはり若者定住とか、人口いわゆる人々の定住化とか、促進というようなことから、その独身者が安価に、いわゆる得た収入の中で、そんなに家賃に苦しまないで、住まいできるような施設を提供していくということは、これは引き続き大事なことだというふうに思います。村営住宅は妻帯者あるいはその予定のあるものという限定でございます。独身対象の施設というのはないわけなんで、そういったものを余り多額の投資をせずに、家賃に見合う建物の建設で、住民から安いやないかというような声の出ないような施設をつくって、やっぱり提供していくと。

それでいろいろな状況がございます。その山に職を求めて行く、来る状況も私は今後ですね、出てくるんやないかというふうに思います。町としましては、後期の町の計画を、平成23年度中に定めるというふうに、町長の施政方針でも言われておりますけれども、やはりこういう計画策定の段階に申しましたような施策も取り入れていくべきではないかと。

町営住宅は必要ないんだ、必要なくなったというような認識やなしに、むしろ需要があるということも、もちろん調査もされたらいいと思いますけども、対応していくということが、求められるというふうに思いますので、その点を伺いたい。

それから、これは売り払った時の資金の運用の問題ですけども、今後の集落対策や定住対策の財源としたいというふうに説明をされております。これにつきましては、具体的にどういうことなのか、伺いたいというふうに思います。

○議長（大西慶治君） 企画課長。

○企画課長（東久生君） たくさんのご質問をいただきましたので、抜けておりましたら、またご指摘をいただきたいと思います。

まず初めに、現在若者住宅ということで、行政財産になりますけども、それを空き家になった場合に、売る場合に直ぐに普通財産にするのかという、1点目の質問だと思いますが、ご指摘のとおり行政財産では売り払いをすることができませんので、普通財産に財産を変えて売り払いをさせていただきたいというふうに考えております。

それから、入居規定と売払規定の兼ね合いの話かというふうに思っております。この問題につきましては、当然この条例は若者の定住を促進させることを目的に制定されておまして、住宅を貸し付けるにいたしましても、売り払うにいたしましても、定住を促進させるという観点から、何ら矛盾もないし、問題もないのかなというふうな形で思っております。

それから、入居資格のことをございますけれども、当然この住宅は若者の定住ということをございますので、法の規定が許す範囲の中で、売り払う場合につきましても、そういった条件を付けられるものについては、付けて売り払いをしていきたいというふうに基本的には思っております。

現在どこらへんまで付けるかどうかというところについては、まだそういった法の部分も精査をいたしておりませんので、ちょっと発言のほうは控えさせていただきたいというふうに思っております。

それから、第7条関係の補欠者があるのかどうかということをございます、企画課といたしましては、今現在、補欠者はないというふうに認識をいたしております。

それから、10年の話をございます、地総債が平成24年度に切れるとい

うことで、全協でもご説明をさせていただきましたが、この10年という年月につきましても、地総債の絡みではなしに、今賃貸をしている契約書の契約期間というのが10年ということで、その10年をもって一定の定住対策が、第1段階は済んでおるといような認識のもとで、10年ということをごさいますして、地総債はまた別のことで、できればそういった借金がなくなったら売りたいというよう形での発言でございます。

それから、先ほどの一般賃貸住宅、この若者住宅を整備いたしましたのは、宮川当時に一般の賃貸住宅がなかったというよう住宅事情の中で若者向けの住宅を整備したということをごさいますして、全協でご説明させていただきました住宅、民間住宅うんぬんというのは、合併もいたしましたし、その当時から江馬地内にも住宅ができてきたというよう事情の中で、そういった住宅事情というのが、ある程度、空き家もあるというようことをごさいます。

ただ公営住宅は低価格というようお話もございました。ただ若者住宅の定義につきましても、一般的な低価格というよりも、若者が好んで入れるよう一戸建ての部屋数も多い、立派なものというようことで、一般の町民の皆さんを対象とした住宅というよりも、若者が定住したいようになるよう住宅というようことで、させていただきますして、それが一般住宅と同じよう金額というようことをごさいますすが、そういった考えで今まで若者住宅づくりをさせていただきますしてるところでございます。

それから、Iターン者の話をさせていただきます。実は若者住宅以外にも、大台町内でも空き家というのが、大変多くございまして、大杉地域でも70戸の空き家があると、これは日進地区も含めてもずっとあるようことをごさいますして、空き家対策も今後大きな対策にはなってくるんですけども、個人の財産ということで、なかなか行政が勝手にできないよう問題もありますけれども、できるだけ空き家を再利用させていただきますして、一番いいのかなというふうに思っておりますして、そういったIターン、Uターン、いろいろな方々が住む場合には、空き家を使うということも、一つの方法でありますし、こう

いった新しい若者住宅を建てるというのも、一つの方策だと思っておりますけれども、そこら辺は地域地域の事情で、そういったニーズに合わせて、今後、取捨選択をしていかなければならない、取捨選択というよりも選んでいかなければならんのかなというふうに思っております。

それから、財源の話でございますが、実は町長も一般質問等で少しお話をさせていただいておるんですけれども、大台町の地域づくりあるいは集落対策、こういったものが法制化されていないと。一生懸命我々予算も付けさせていただいて、取り組みをさせていただいておるんですけれども、一つの法的な整備ということで、町民皆さんが一体となって認識を持ったところで、そういった事業をやっていくんだというところ、町長整備したいというようなことで、現在そういった整備を、企画課のほうを中心にさせていただいておるんですけれども、そういった時にいろいろな空き家対策であるとか、雇用対策であるとか、いろいろな地域地域でいろいろな事情が出てきたり、地域の皆さんが主体的になって起こされる事業に対して、支援もさせていただかなければならないということで、そういった時に財政が苦しい中で、事業を進めるために財源を確保したいというようなことで、こういった若者住宅を売払をさせていただいた財源を、財源として事業を進めていきたいなというようなことで、ずっと発言をさせていただいたところでございます。

それから、売払と貸付が両方あって、両方希望があった場合どうするのかという話でございました。このものにつきましては、若者定住という観点から、町長の裁量でどちらがいいのかということ、その時に検討して売り払うのがいいのか、貸付がいいのかということも考えなければならぬと思っておりますし、私全員協議会の中で、売払を前提としたようなお話をさせていただいております。基本的には売払という形での案は持っておるんですけれども、若者住宅の売払を進める中には、時間がかかると。その中で、売払をかけても、売払を希望される方がいるのかどうかということも、わからないということが事実だと思います。

そういった時に、貸付を希望する方がみえた場合には、貸付をさせていただくというようなこともあり得るのかなというふうに思っておりますので、若者定住対策として貸付方法、プラス売り払い方法と、二つの方法を今回条例改正をさせていただいて、持つというふうな形でご理解いただければありがたいかなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） 23年度中にその基本計画をまとめあげる予定でございます。そういう中で、将来を見据えながら、今課長申し上げましたように、空き家の住宅のそういう利用の部分とか、そしてまた特定のそういうような林業とか福祉とか農業とか、いろいろな形であろうかと思うんですが、そういったような人材を確保するというような意味合いも持って、そういうようなニーズがどのくらいあるのかというふうな調査もかけていかないかなのなと思っております。

以前はこの若者住宅ができる前には、林業者のそういう住宅というふうなことで、農林水産省の補助制度なんかも、いろいろ探してやったこともありますし、私も当時の町長と一緒に、農林水産省で過疎地域に対しては、言うたら都市のように勤労者の住宅があるとか、都市整備公団がつくった住宅があるとか、いろいろな住宅は都市部分は設置できておるけども、過疎地とか山間地にはそんなん何もないやないかと、せめてそういうような補助制度なんかも必要やないかというお話もさせてもらったことがあるんですが、それはいまだにできていない。

公営住宅法というふうな形の中にかかると、範疇の中で若者住宅というふうな形になってきたようなことなんですが、今後そういった今、先ほど申し上げました特定分野の部分で、何かないのか。合わせて空き家住宅なり、そういったような部分でやっていく必要があるのかなというふうに思っております。課長申し上げましたように、宮川地域もできてきておりますけども、民間のアパートを運営される方が、かなりおると。それも多少空きもあるようでござい

ますが、オール大台で見たらそういうようなことで民間の部分としては、空気が少々はあると、こういうことをごさいますので、そういう分野ではちょっと行政が入り込んでやるというのは、ちょっとおかしいのかなというふうに思っております。けども、今申し上げましたように、特定分野での産業と言いますか、そういったようなところで、確保していくというふうなことも、そういう目も持っていく必要があるだろうなというふうに思っております。

そこら辺、精査をさせていただきながら、基本計画の中でうたえるものなら、うたっていきたいなというふうなことで、考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大西慶治君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（大西慶治君） 会議の途中ですが、しばらく休憩します。

再開は、10時40分とします。

(午前10時28分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

発言の訂正申し出

○議長（大西慶治君） この際に、総務課長から訂正の発言を求められておりますので、これを許します。

総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 失礼いたします。

議案第22号 大台町宮川地域総合センター条例の一部を改正する条例の中で、直江議員さんの質問にお答えする中で、施設の設置条例について、今年度中に私、見直すという発言をさせていただいたところでございますけれども、全員協議会では平成23年度と申し上げたつもりでおるんですけども、見直しについては平成23年度中に行いたいと考えております。どうも申しわけございませんでした。

○議長（大西慶治君）

日程第23 議案第24号 「平成23年度大台町一般会計予算」

日程第24 議案第25号 「平成23年度大台町国民健康保険事業特別会計予算」

日程第25 議案第26号 「平成23年度大台町簡易水道事業特別会計予算」

日程第26 議案第27号 「平成23年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」

日程第27 議案第28号 「平成23年度大台町介護保険事業特別会計予

算」

日程第 28 議案第 29 号 「平成 23 年度大台町生活排水処理事業特別会計予算」

日程第 29 議案第 30 号 「平成 23 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計予算」

日程第 30 議案第 31 号 「平成 23 年度大台町国民健康保険病院事業会計予算」

を一括議題とします。

「議案第 24 号」から「議案第 31 号」については、総務教育民生常任委員会に付託し、お手元に配布のとおり委員会審査報告書が提出されておりますので、事務局長から朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（西山幸也君） 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査結果の順に朗読いたします。

議案第 24 号 平成 23 年度大台町一般会計予算、可決。

議案第 25 号 平成 23 年度大台町国民健康保険事業特別会計予算、可決。

議案第 26 号 平成 23 年度大台町簡易水道事業特別会計予算、可決。

議案第 27 号 平成 23 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、可決。

議案第 28 号 平成 23 年度大台町介護保険事業特別会計予算、可決。

議案第 29 号 平成 23 年度大台町生活排水処理事業特別会計予算、可決。

議案第 30 号 平成 23 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計予算、可決。

議案第 31 号 平成 23 年度大台町国民健康保険病院事業会計予算、可決。

以上でございます。

○議長（大西慶治君） 次に、委員長報告を求めます。

堀江総務教育民生常任委員長。

堀江委員長。

○総務教育民生常任委員会委員長（堀江洋子君） 去る3月7日の第1回定例会において、総務教育民生常任委員会に付託されました、

議案第24号 平成23年度大台町一般会計予算から、議案第31号 平成23年度大台町国民健康保険病院事業会計予算につきまして、3月11日産業建設常任委員の皆様を交え、連合審査を実施しました。

審査会では、各会計予算について、各委員より質疑が出され、熱心かつ慎重に審査がなされ全審査を終了いたしました。当日、引き続き総務教育民生常任委員会を開き、討論採決を行ったところ、議案第24号につきましては、賛成、反対の討論もなく全員賛成で可決されました。

議案第25号につきましては、賛成、反対の討論もなく全員賛成で可決されました。

議案第26号につきましては、賛成、反対の討論もなく全員賛成で可決されました。

議案第27号につきましては、賛成、反対の討論もなく全員賛成で可決されました。

議案第28号につきましては、賛成、反対の討論もなく全員賛成で可決されました。

議案第29号につきましては、賛成、反対の討論もなく全員賛成で可決されました。

議案第30号につきましては、賛成、反対の討論もなく全員賛成で可決されました。

議案第31号につきましては、賛成、反対の討論もなく全員賛成で可決されました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（大西慶治君） ただいまの委員長報告は、議案第24号から議案第3

1号までを一括して報告がありましたので、これを一括して質疑があればお受けします。

質疑は委員長に行い、質疑の範囲は委員会の審査経過と結果報告に限られます。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第24号の討論・採決

○議長(大西慶治君) これから、議案第24号 平成23年度大台町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「あります」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) まず、本案に反対の討論を許します。

直江議員。

○6番(直江修市君) 国における地方対策につきましては、07年度参議院選挙以降、地方財源補償について若干の手直しがありました。またそして、補正予算などで国が雇用や子育て地域活性化等、各種交付金、そしてまた地方交付税の上乗せ等々で、一定の改善が見られておりますが、三位一体改革までの復元には至っていないということでございまして、そういう中、町長の施政方針にもございましたように、厳しい財政事情は変わらないという現下の状況のもとに、いろいろと自主的な計画のもとに、事業を行っていくという予算案でございまして、私は町としてのこの取り組みについては、いいと思うんです。

ただこの一般会計におきまして、障害者関係の予算ですね、あと介護関係、後期高齢者関係の予算があるということでもあります。後期高齢者医療制度につ

きましては、民主党は即時廃止を公約しておりましたので、この新政権下の11年度予算で、こういったものもちゃんと対処されておるのかなという期待があったけども、これは反故にされたということで、引き続いて高齢者を別勘定で差別していくという制度に変わりはないと。11年度もそういう内容であります。というようなことが、後期高齢者医療制度には言えます。

そして障害者につきましても、昨年12月には障がい者や家族、障害者自立支援法違憲訴訟原告弁護団の強い反対の声を押し切って、障害者自立支援法改正法が成立したということでありまして、これも障害者自立支援法の延命につながりかねない内容ということでもあります。この議会で、意見書も可決されましたが、受益者負担ということが依然として重きにおかれておる、そういう内容の法律でありまして、それを受けての町の予算ということになっております。介護におきましても、多くの高齢者の方が保険料、利用料の負担を理由とした利用抑制ですね。強いられている。国は責任を回避し続けている、そういうことが引き続きこの11年度においてもやられていくということでもありますので、矛盾は何も変えられていない。

今度の震災でもやはり障がい者の方や高齢者の方の安全ということでも、不十分であった、私はやっぱり今まで社会補償費の220億円を、毎年ふやしてこなかったことが、施設の問題とか、いろいろ今度のあれでも問われることが、多々あると思うんですね。

そういう政治の実態でありますので、申しましたように、町として町民のための施策、そのための予算付けについて異論はございませんけども、国の悪政によりますさまざまな住民に対する不利益、また健康や福祉の増進という観点からも反するような法律に基づく予算措置もされておりますので、ここは悩ましいところでもありますけれども、やはり反対をしていくということが、私ずっと議員やってきて一貫した筋でございますので、本予算案にも反対をいたします。

○議長（大西慶治君） 次に原案に賛成の発言を許します。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

(「あります」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 堀江議員。

原案に反対の発言を許します。

堀江議員。

○1番(堀江洋子君) 私も直江議員同様、一般会計予算に反対する立場から討論をいたします。

私も大変悩むところでございますけれども、今回その東北地方で起きた地震ということで、原発の問題も大きく取り上げられておりますけれども、防災費、町の予算を見ても、防災費ということで、災害時の要援護者宅の家具固定業務委託料や自主防災組織に対しての育成事業、こういった予算が盛り込まれている、こういったことに対しては、大変大きく評価をするものです。また中学校給食実施に向けての教育委員の視察、そして公共交通1日2便の増設、こういったものにも大きく評価をするものでありますし、男女共同参画の計画策定ということで、前向きに取り組んでいただいている姿勢、この点も評価をいたします。

また議会でも取り上げてまいりましたけれども、北畠の老朽化した歩道橋の整備、この工事費も予算計上されておりますし、ほかにも住民生活にとってなくてはならない予算が大変大きく盛り込まれている予算でございますけれども、私も国の悪政に伴う介護保険制度や後期高齢者医療制度、そして障害者自立支援制度、こういったものが町民の生活にとって、私はプラスではないと、これまでも考えてまいりました。

総務教育民生常任委員会におきましても、調査中ではございますが、障害者自立支援制度の法の壁がありまして、小規模作業所が今後どのように運営していくのかという点についても、この取り組み状況を阻めるようなものがやはり法律のもとであるという点も、委員会で調査中にはありますけれども、本当に

障がい者の方がこの町で安心して暮らしていける、そういったことを阻む自立支援制度がもとにあるということもありまして、一般会計予算に反対とさせていただきます。

町の本当に対しての取り組みについて反対するものではございません。

○議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号の討論・採決

○議長（大西慶治君） 議案第25号 平成23年度大台町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） まず原案に反対の発言を許します。

次に、原案に賛成の発言を許します。

直江議員。

○6番（直江修市君） 町長は施政方針におきまして、財源調整のため基金繰入金2500万円などを計上しておりますが、その結果、財政調整基金は底を

つく非常に厳しい状況と説明されております。

国保の財政悪化と国保料並びに税、高騰を招いている現況は、国の予算削減であります。一般質問でも言いましたけれども、1984年当時の自民党政府は医療費の45%とされていた国保への定率国庫負担を38.5%に引き下げる改悪を強行し、その後も国保の事務費や保険料軽減措置などへの国庫負担を縮小、廃止してきました。

その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1984年度の50%から2008年度24.1%に半減をしております。国庫負担の増額しか国保問題の解決の道はありません。低所得者が多く加入し、保険料に事業主負担も無い国保は、適切な国庫負担なしには成り立たない、これはかつて政府も認めていた国保財政の原則です。これは1962年社会保障制度審議会の勧告で言われたことでもあります。

受診抑制、国保税の値上げで運営しろなどということは、社会保障及び国民健康保険の向上を目的とした法にも反することです。国の圧力が強まってきました。法定外繰入をやめて、保険税を上げろとか、広域化のためにそういう環境を整えていけとかいうことです。そういう状況の中で、また町の特別会計の状況から町におきましても、保険税の引き上げを示唆されておりましたが、予算案は町長施政方針で述べられました保険税につきましては、昨年と同率との内容でありますということでもありますので、厳しい財政状況下、とにもかくにも来年度は町民の税負担がないということを重視しまして、本予算案に賛成といたします。

○議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

議案第25号は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号の討論・採決

○議長（大西慶治君） これから、議案第26号 平成23年度大台町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第26号は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号の討論・採決

○議長（大西慶治君） これから、議案第27号 平成23年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第27号は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号の討論・採決

○議長(大西慶治君) これから、議案第28号 平成23年度大台町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「あります」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) まず原案に反対の発言を許します。

直江議員。

○6番(直江修市君) 介護保険法に基づきます国の11年度予算案におきましても、法改正で目指す地域包括ケア推進をスローガンに掲げておるようですが、その実態は住み慣れた地域で安心な介護の呼び声とは、ほど遠い中身と指摘をされております。

また次期には介護保険料の見直しがございますが、ここでも非常に大幅値上げということが言われております。介護保険まさに多くの高齢者が保険料や利

用料の負担が重いということで、利用抑制を強いられている状況でございます。高齢者に対する法律、非常に不備ということでもあります。その法に基づいた特別会計予算でございますので、反対といたします。

○議長（大西慶治君） 次に原案に賛成の発言を許します。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第28号は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（大西慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号の討論・採決

○議長（大西慶治君） これから、議案第29号 平成23年度大台町生活排水処理事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第29号は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号の討論・採決

○議長（大西慶治君） これから、議案第30号 平成23年度大台町後期高齢者医療事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第30号は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(多 数 起 立)

○議長（大西慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号の討論・採決

○議長（大西慶治君） これから、議案第31号 平成23年度大台町国民健康保険病院事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「あります」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) まず原案に反対の発言を許します。

次に、原案に賛成の発言を許します。

直江議員。

○6番(直江修市君) 病院を取り巻く環境の厳しさについては、本会議におきましてもるる説明がございました。堀江議員からも新聞報道をもとに、医師が確保しにくい報徳病院の状況、診療所化されるのではないかというふうな懸念についての質問もございましたが、町として一生懸命取り組んでいただき、この11年度予算におきましても、引き続き報徳病院として運営されていくということであります。町としましても、交付税措置がある中、病院に対する補助金も8000万円という計上をされて、報徳病院の運営を支えていくという体制を構築していただいております。

宮川地域におきましては、住民の健康、そしてほかの病院で退院を余儀なくされた方も、受け入れていただいて、そこで生涯を閉じられる方もみえますけれども、そういう病院の診療姿勢というのは、本当に地域の皆さん方の労を少なく、また患者さんも病院という環境で、きちっと看取ってもらえるというふうなことでは、本当にかげがえない施設であります。

この11年度予算もそういった住民の皆さんの声を真摯に受け止めていただいて、病院が引き続き運営していくような予算措置となっておりますので、賛成といたします。

○議長(大西慶治君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

議案第31号は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大西慶治君） 暫時、休憩いたします。

(午前11時07分 休憩)

(午前11時08分 再開)

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

○議長（大西慶治君） ただいま町長から、「議案第32号」から「議案第40号」が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、「追加日程第1」から「追加日程第9」として、ただちに議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号から議案第40号を日程に追加し、日程第1から日程第9として、ただちに議題とすることに決定しました。

議案第32号の上程

○議長（大西慶治君） 追加日程第1 議案第32号 「林道茂原支線災害復旧工事請負契約の締結について」を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（西山幸也君）

議案第32号 林道茂原支線災害復旧工事請負契約の締結について、平成23年2月23日、一般競争入札に付した林道茂原支線災害復旧工事について、次のとおり請負契約を締結するため、大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、平成18年大台町条例第46号第2条の規定により議会の議決を求める。

平成23年3月16日提出

大台町長 尾上武義

記

1. 契約の目的 林道茂原支線災害復旧工事
2. 契約の方法 一般競争入札による契約
3. 契約の金額 8747万250円
4. 契約の相手方 大台町熊内69番地

カネセ建設株式会社 代表取締役 野呂和敏

以上でございます。

○議長（大西慶治君） 朗読が終わりました。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（高松淳夫君） 議案第32号 林道茂原支線災害復旧工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

去る2月23日、大台町内に本社または営業所を有する業者による一般競争入札を行い、9社による応札の結果、落札業者が決定しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得また

は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本工事は、復旧延長96mで林道の法面部分が地すべりにより、被災を受け、その復旧工法としまして、抑え盛土と排水対策により林道法面の安定を図るものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議案第33号の上程

○議長（大西慶治君） 追加日程第2 議案第33号 「平成22年度大台町一般会計補正予算（第14号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 議案第33号 平成22年度大台町一般会計補正予算（第14号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、各事業の精算による増減と「住民生活に光を注ぐ交付金事業」の計上が主で、歳入歳出それぞれ1億6410万9000円を減額し、総額68億2314万7000円とするものでございます。

第2表では予算の繰越を、第3表では地方債の補正を提案させていただいております。

なお、第2表繰越明許費でございますが、去る2月に議決をしていただきました補正第13号の「きめ細かな臨時交付金事業」と「住民生活に光をそそぐ交付金事業」のすべて、そして、今回補正で計上させていただいております、「住民生活に光をそそぐ交付金事業」である荻原公民館外壁等改修事業の繰越しがほとんどでございます。第2表の事業名の右側に交付金名を明記させていただいております。繰越明許の限度額は合計で3億9231万6000円でございます。

まず歳出からその主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

人件費につきましては、それぞれの目での説明は省略させていただきまして、ここでまとめてご説明させていただきます。

職員給料 36 万円、期末勤勉手当 644 万 3000 円、時間外勤務手当 493 万 6000 円、議員期末手当 121 万 7000 円、退職手当組合負担金 382 万 5000 円、及び社会保険料負担金 185 万 6000 円などを減額する一方で勸奨退職者に対する特別負担金である退職手当組合特別負担金 570 万 9000 円などを増額しました。総額では 1490 万 8000 円の減額でございます。

1 款・議会費 26 ページでございますが、精算によりまして 229 万 6000 円の減額でございます。

第 2 款・総務費における一般管理費 27 ページでございますけれども、これにつきましては基本的には精算によるものでございますが、例規集の追録代が不足しておりますので、300 万円を追加しております。総額では 5 万 4000 円の減額でございます。

財産管理費 28 ページでございます。各種基金の利子が確定したことなどの理由で目的基金の積立金をそれぞれ減額し、総額では 5106 万 1000 円の減額でございます。財政調整基金積立金については 5128 万円を減額して、不足する財源の調整を行っております。

29 ページでございます。企画費、宮川総合支所費、領内出張所費につきましては、いずれも精算によります減額でございます。

30 ページをお願いします。大杉谷出張所費では、宮川ダム湖植栽に対する寄附金を追加で頂戴いたしましたので、苗木の購入 13 万円を追加しております。

川添出張所費 31 ページでございます。それから地籍調査費にかけては精算によるものでございます。なお、その中でグリーンプラザおおだい費、32 ページでございますけれども、エアコン室外機の修繕費 40 万円を追加しており

ます。

34ページでございます。徴税費では、当初、三重地方税管理回収機構の移管を20件見込んでおりましたけれども、実績が4件でありましたことにより224万円の減額となりました。

35ページ選挙費でございます。参議院選挙費は精算でございますが、4月10日に予定をされています三重県知事選挙費と三重県議会議員選挙費では、本年度分の精算と追加でございます。

以上、総務費総額では5941万3000円の減額でございます。

3款・民生費、38ページでございますけれども、老人福祉費では、養護老人ホーム入所者の減によりまして老人保護措置費1662万4000円の減額、障害者福祉費では実績により障害者介護保険給付費400万円の減額でございます。

国民健康保険費では、国保税や共同事業交付金等の収入減により、財政調整基金を取り崩してもなお不足が生じることから、財政補てん分といたしまして、5000万円の繰出金を新規に追加いたしました。

社会福祉医療費では、助成額の増によりますところの心身障害者医療費助成金250万円、65歳以上重度障害者医療費助成金200万円、一人親家庭等医療費助成金40万円、さらには乳幼児医療費助成金50万円をそれぞれ増額いたしました。

40ページ、子ども手当費では、電算委託料と電算システム使用料につきまして、22年度明許予算と重複計上しておりましたことによる減額でございます。大変申しわけございませんでした。

以上、民生費では2785万9000円の増額でございます。

4款・衛生費41ページでございます。平成21年度末報徳病院の未処理欠損金を補てんするため、報徳病院運営補助金6300万円を増額いたしました。他につきましては、精算による増減でございます。衛生費総額では1262万5000円の増額でございます。

5 款・農林水産業費、45 ページでございます。産業振興費では有害鳥獣捕獲頭数の増によりまして報償金75万円の増額、補助金要望の追加に伴います獣害防除施設設置補助50万円の増、さらには、対象農地の増加によります中山間地域等直接支払事業交付金199万8000円の増額でございます。

大台町獣害対策協議会負担金の増減理由につきましては、当初予算で誤って国の補助分などを含めた予算化をしていたためでございます。申しわけございませんでした。

46 ページでございます。農地費は、事業費確定による精算でございます。

47 ページ森林農地整備センター施業委託料1862万5000円の減額は、国からの予算の減額に伴い町への委託事業も減少となったことによるものでございます。

森林環境創造事業委託料、森林再生二酸化炭素吸収量確保対策事業委託料につきましては、事業の精算によります減額でございます。

49 ページ山村振興費につきましても、精算によります減額でございます、農林水産業費全体では4165万7000円の減額でございます。

同じく49 ページ、6 款・商工費も精算で53万7000円の減額でございます。

50 ページから55 ページにかけましての7 款・土木費におきましては、ほぼ精算によるところでございますが、54 ページの三滝橋耐震補強工事1430万円の追加につきましては、社会資本整備総合交付金事業の今年度補助枠が精算により残ってございましたことから、今回計上をさせていただき全額繰越しをさせていただきたいと存じます。

土木費総額では、5340万2000円の減額でございます。

8 款・消防費、56 ページから57 ページにかけてでございますけれども、精算によるところでございまして、1974万1000円の減額でございます。

9 款・教育費、57 ページから65 ページでございます。各事業の精算による増減を各項目に計上させていただきました。

63ページの公民館費では「地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金事業」の追加交付がありましたことから、それを財源として荻原公民館外壁等改修工事2625万円とその設計管理業務委託130万円を追加しております。他の地域活性化交付金事業と同様に繰り越しをさせていただきたく繰越明許費にも計上しております。

教育費総額では1616万9000円の増額でございます。

10款・災害復旧費65ページから66ページでございます。精算による増減をさせていただき、総額2769万4000円の減額となります。なお、林道茂原支線災害復旧工事につきましては1500万円減額をさせていただき、翌年度へ繰り越しをさせていただきたいと存じます。

11款・公債費、66ページでございます。元金につきましては、12月に補正をさせていただきました、「し尿処理施設建設損害賠償請求」の和解金を財源としました合併特例事業債の一部繰上償還でございますが、借入金融機関との調整の中で、23年度9月償還分のみが対象となりましたことから600万円を減額しております。

義務教育施設整備事業債の減額370万円につきましては、当初の見込み誤りで行ってございました。申しわけございません。

公債費総額では、1600万円の減額でございます。

次に、これらの主な補正財源についてご説明申し上げたいと思います。

1款・町税、13ページから14ページに戻っていただきまして、13ページから14ページをお願いいたします。現下の長引く経済不況によりまして、当初算定の見込みよりもかなり負の影響がありまして、個人現年度課税分3259万円を減額いたしました。一方、法人税につきましては、現年度課税分466万円を増額しております。滞納繰越分については、個人、法人それぞれ473万円、24万6000円の増額をしております。

一方、固定資産税におきましては、当初算定時よりも宅地・雑種地への地目変更の増、土地の負担水準に伴う評価の増によりまして、現年度課税分714

万4000円を増額する一方、滞納繰越分192万円を減額いたしました。

軽自動車税につきましては、当初算定からの登録台数の減によりまして、現年度課税分18万9000円の減額でございます。

またたばこ税につきましても、14ページでございます。値上げ後の売上の減少によりまして546万8000円減額で、町税総額2338万7000円の減額でございます。

6款・地方消費税交付金につきましては、交付額の確定により、2036万7000円を増額いたしました。

8款・地方特例交付金では、精算により910万5000円の増額でございます。

11款・分担金及び負担金15ページでございます。事業費の増減に伴うものでございまして、総額では273万5000円の減額でございます。

12款・使用料及び手数料、15ページ16ページでございますけれども、これにつきましても精算の見込みでございます。

13款、16ページから18ページでございます。国庫支出金につきましては、主に事業の精算による増減でございますか、17ページの民生費の次世代育成支援対策事業交付金276万4000円の増額は、当初人件費分を計上していなかったことによるものでございます。

また、地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、追加交付がありますことから1927万4000円を増額しております。

平成21年災害林業用施設災害復旧費国庫補助金におきましては、町は事業を繰り越しますけれども、国は翌年度予算において予算措置をすることから4350万5000円を減額をしております。

国庫支出金総額では5045万3000円の減額でございます。

14款、18ページから21ページでございます、県支出金でございますけれども、主に事業の精算による増減でございます。19ページ市町村合併支援交付金のゼロの表示につきましては、充当先の変更、財源振替によるところで

ございます。

県支出金総額では2021万8000円の減額でございます。

15款・財産収入21ページから22ページでございます。利子及び配当金では、各種基金利子60万3000円を減額いたしました。また、不動産売払収入22ページでございます。町有林の間伐木売払収入391万8000円を増額し、財産収入総額では387万7000円の増額でございます。

16款、23ページでございます。寄附金につきましては、「美し国おこし三重」の取り組みに賛同した、アサヒビール株式会社様からの森林環境創造事業に対する指定寄附金として205万円を計上しております。

17款・繰入金につきましては、補助対象でない作業道が必要となったことなどによりまして、町有林造林補助事業費補助金の減額が生じたので、農林業後継者育成基金繰入金531万8000円を増額して対応しております。

19款、24ページから25ページでございます。諸収入につきましては、事業の精算によりまして、受託事業収入で森林農地整備センター受託事業収入1862万5000円を減額いたしました。また、12月議会でご議論をいただきました図書館活性化推進事業補助金でございます。図書館で受け入れていたものをまた町の会計を通すこととする措置でございますけれども、12月議会補正時点で事業の終了しているものを町の会計で処理することについては、過ちをまた二度重ねることとなりますことから、今回18万円の減額を計上しております。大変申しわけございませんでした。

また滞納処分によります延滞金172万5000円を増額しております。

諸収入総額では1816万4000円の減額でございます。

20款、25ページでございます。町債では精算により、総額8955万円の減額となりました。なお、地方揮発油譲与税、自動車重量贈与税、地方道路譲与税、自動車取得税交付金、特別地方交付税などにつきましては、まだ交付額が確定しておりません。確定後、予算の専決処分させていただきたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第34号の上程

○議長（大西慶治君） 追加日程第3 議案第34号 「平成22年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（大滝安浩君） 失礼します。

議案第34号 平成22年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主な理由といたしましては、医療費の動向及び残り2カ月分の医療費の見込みと、財源として未確定の部分がありますが見込みによる精査したものでございまして、歳入歳出それぞれ902万7000円を減額して、歳入歳出の総額を11億9576万4000円と定めるものでございます。

まず歳出からご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。第1款・総務費ではレセプト点検事務賃金30万3000円の減額、高齢者負担割合凍結延長に関する費用として、役務費3万2000円と、電算作業委託料22万8000円を増額いたしました。

2款・保険給付費では一般被保険者の3月診療から10月診療までは昨年度とよく似た状況でございましたが、11月診療で極端に伸びたことから2月診療までの見込みで1687万5000円の増額を、退職者の保険給費80万9000円を増額、また一般被保険者療養費では130万円の減額、審査支払手数料で4万8000円の増額いたしました。

12ページ、2項・高額療養費におきましては、一般被保険者高額療養費で78万円の減額、退職被保険者等高額療養費では78万9000円の増額、また高額合算診療費では6万4000円の減額を計上いたしました。

3 款・後期高齢者支援金につきましては、財源更生となっております。

1 3 ページ、4 款・前期高齢者納付金では 1 6 万 3 0 0 0 円の減額、5 款・老人保健拠出金では財源更生となっております。

6 款・介護納付金につきましては、1 9 万 5 0 0 0 円の減額。7 款・共同事業拠出金でございますが、高額医療費の 3 カ年間の県下割合に対する大台町の割合が低かったため、合計で 2 1 8 4 万 8 0 0 0 円の減額となりました。

8 款・保健事業費の特定健康診査等事業費では、受診者が見込みより少なかったため、合計で 2 4 1 万 3 0 0 0 円の減額を、9 款・基金積立金 1 万 2 0 0 0 円の減額、1 2 款・直診勘定繰出金で 1 4 万 8 0 0 0 円の減額、1 3 款・予備費で 5 8 万 2 0 0 0 円の減額となりました。

これらの財源、歳入についてご説明申し上げます。

6 ページへお戻りいただきたいと思えます。1 款・国民健康保険税では、景気の低迷で個人所得の減少により一般被保険者分で 1 6 2 0 万 3 0 0 0 円の減額、退職被保険者分で 2 万 5 0 0 0 円の減額となっております。

7 ページ、3 款・国庫支出金の 1 目・療養費給付費等負担金では、当年度の前半の被保険者数の若干の減と給付費の伸びがなかったことと、また医療以外の前々年度の精算分による減額等により 5 6 1 万 1 0 0 0 円の減額、2 目・高額医療費共同事業負担金で 6 6 万 3 0 0 0 円の減、また、3 目・特定健康診査等事業負担金で 8 9 万 3 0 0 0 円の減額を、2 項・国庫補助金の 1 目・財政調整交付金では、また確定ではありませんが 4 1 0 万 2 0 0 0 円の減額となる見込みです。

8 ページ、3 款・出産育児一時金補助金では 1 0 万円の減額、高齢者負担割合凍結延長に関する補助金として、高齢者医療制度円滑運営事業補助金 8 万 9 0 0 0 円を増額いたしました。

4 款・療養給付費交付金では、退職被保険者等療養費交付金として前々年度の精算も含まれ 1 4 3 0 万 7 0 0 0 円の減額となりました。

6 款・共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金で 4 万 7 0 0 0 円の増と、

保険財政共同安定化事業交付金 2371万5000円を減額いたしました。

9 ページ、7 款・県支出金では高額医療費共同事業負担金 66万3000円の減額、特定健康診査等負担金で 89万3000円を減額、また財政調整交付金は確定ではありませんが、676万3000円を増額計上いたしました。8 款では、基金利子 1万2000円の減額計上、10 ページ、9 款・繰入金の一般会計繰入金では保険基盤安定分 523万8000円の増額と財政安定化支援分で 379万4000円の減額、また全体の収入見込み額が少なくなっておりますので、財政補てん分としまして 5000万円を繰入計上いたしました。

11 款・諸収入では、延滞金 18万3000円の減額計上いたしました。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 35 号の上程

○議長（大西慶治君） 追加日程第 4 議案第 35 号 「平成 22 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木好喜君） 議案第 35 号 平成 22 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず歳出につきましてご説明申し上げます。

1 款・総務費の職員手当 2万8000円、職員共済費 38万円をそれぞれ増額、備品購入 37万3000円を減額、2 款・簡易水道維持費の薬品代を 22万8000円の増額、委託料 86万2000円、工事請負費で 4万1000円、備品購入費で 4万円の減額、新設改良費の委託料 901万8000円の減額は主に入札差金で、統合簡易水道事業日進川添分で 197万8000円、三瀬谷分 704万円の減額によります。工事請負費 927万7000円の減額は、日

進川添分の各戸給水取り付け箇所の精算が主なもので、331万2000円の増額、三瀬谷分の入札差金により1068万円の減額によります。公有財産購入費50万円及び補償、補てんおよび賠償金の立木補償で70万円の増額は栃原地内に予定しております配水池関連の用地を当初より1000平方メートル多く必要となるためでございます。

次に、歳入につきましては、統合簡易水道事業補助金579万1000円、一般会計繰入金1236万1000円を減額、簡易水道建設事業債60万円を増額するものでございます。

歳入歳出それぞれ1775万5000円を減額し、予算総額9億523万円とさせていただきますので、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第36号の上程

○議長（大西慶治君） 追加日程第5 議案第36号 「平成22年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（磯田諄二君） 議案第36号 平成22年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3万1000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ472万8000円と定めるものでございます。

まず歳出、6ページでございます。消耗品費で1万円、役務費で2万1000円の精算見込みによる減額といたしました。

次に歳入、5ページでございます。事業収入の貸付金収入で、元金及び利子の収入不足が見込まれるため127万6000円を減額し、一般会計からの繰

入金 119 万円をお願いするものです。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第 37 号の上程

○議長（大西慶治君） 追加日程第 6 議案第 37 号 「平成 22 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（大滝安浩君） 議案第 37 号 平成 22 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入からご説明申し上げます。

5 ページ、1 款・保険料では、調定見込みによるもので、特別徴収と普通徴収で 102 万 3000 円の減額、5 款・財産収入ではそれぞれ基金の利子として、7000 円の減額。7 款・繰入金で事務費繰入金 7 万 4000 円の減額を計上いたしました。

次に歳出でございますが、6 ページ、1 款・総務費の要介護認定等審査判定事務委託料 7 万 4000 円の減額を、2 款・保険給付費につきましては、残り 2 カ月分を含む精算見込みとして計上させていただきました。

まず、1 目・居宅介護保険サービス給付費で 1900 万円の増額、2 目・施設介護サービス給付費で 2100 万円の減額、また 7 ページ、介護予防サービス給付費で 70 万円、介護予防福祉用具購入費で 7 万円の増額、高額介護サービス費で 180 万円の増額を計上いたしました。8 ページ、4 款・基金積立金では 7000 円の減額をし、7 款・予備費で 159 万 3000 円を減額計上いたしました。

歳入歳出それぞれ 110 万 4000 円を減額し、予算の総額を 11 億 748

6万円とするものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第38号の上程

○議長（大西慶治君） 追加日程第7 議案第38号 「平成22年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木好喜君） 議案第38号 平成22年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明申し上げます。

まず、今回の補正の主な概要をご説明申し上げます。

浄化槽整備事業におきまして、浄化槽設置数が60基から44基の実績で16基の減額により、工事費、委託料などが減額いたしました。

国庫補助金では、補助率が3分の1から低炭素社会対応型浄化槽を整備することにより2分の1と高い率の補助を受けられたことによる増額となります。この交付金では、平成22年度から平成26年度までの5年間の中で、年度間調整をすることができることから、当初申請しました60基分の補助が受けられることになり、そのためなど、歳入の増加により起債借入額などを減額します。

県補助金は、起債借入額に対して補助が受けられますので減額となります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

1款・総務費の浄化槽整備事業一般管理費では、職員手当、共済費、需用費及び公課費、これは消費税納付金の内容精査により減額いたしました。積立金の減額は、県補助金と積立基金利子を浄化槽市町村整備推進事業減債基金として積み立てていきますことから起債借入額の減額に伴う県補助金の減額によるも

のです。合わせて1091万円を減額いたしました。

2目・下水道整備事業一般管理費では、共済費・旅費・需用費、公課費の内容精査に伴い、合わせて343万円を減額いたしました。

2款・施設費の浄化槽整備事業施設費の委託料及び工事請負費では、浄化槽の設置数が44基の設置にとどまったことと入札差金により2795万9000円を減額いたしました。

2目・下水道整備事業施設費の委託料では、入札差金により4万2000円を減額いたしました。

3款・維持費の浄化槽整備事業維持費の役務費では、主に法定検査手数料の増により46万9000円を増額いたしました。

2目・下水道整備事業維持費では、処理場の需用費、光熱水費、薬品費の精査により105万3000円を減額し、委託料では処理場維持管理委託料の入札差金による減額及び汚泥処分回数の減などにより、汚泥運搬委託料及び汚泥処分委託料など、合わせて98万4000円を減額いたしました。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

1款・使用料及び手数料の浄化槽整備事業使用料で浄化槽設置数の減少及び寄附採納浄化槽使用料の精査により98万4000円を増額いたしました。過年度使用料では、両事業分、合わせて36万9000円を増額でございます。手数料では、指定工事店の新規登録の増により4万2000円を増額いたしました。

2款・分担金及び負担金では、浄化槽設置数の減少に伴い分担金180万円を減額いたしました。

3款・国庫支出金では、1031万2000円を増額いたしました。

4款・県支出金では、浄化槽整備事業の設置数の減少、国庫支出金の増額に伴い起債借入額を減したため、浄化槽整備事業補助金856万4000円を減額いたしました。

5款・財産収入では、浄化槽整備推進事業減債基金利子及び公共下水道整備

基金利子それぞれ合わせて5000円を減額いたしました。

6款・繰入金では、各事業の精算により浄化槽整備事業費一般会計繰入金764万7000円を減額し、下水道事業費一般会計繰入金576万9000円を減額し、合わせて1341万6000円の減額でございます。

8款・諸収入では、2項・加入金では、加入戸数が増加したため15万円の増額でございます。

9款・町債では、浄化槽整備事業の減少に伴い、下水道事業債1610万円を減額し、2目・過疎対策事業債では1590万円を減額いたしました。

歳入歳出それぞれ4392万8000円を減額し、予算総額3億2661万円とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第39号の上程

○議長（大西慶治君） 追加日程第8 議案第39号 「平成22年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（大滝安浩君） 議案第39号 平成22年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、広域連合の補正予算に伴うものが主なものでございます。

歳入でございますけれども、5ページ、1款・保険料では、特別徴収と普通徴収分で351万9000円の振り替えによるものでございます。

2款・使用料及び手数料で督促手数料3000円の増によるものです。

3款・繰入金の一般会計繰入金では、保険事業と広域連合事務費135万6

000円の減額によるものでございます。

6 ページ、4 款・諸収入では、預金利子1000円の増額と雑入22万4000円の減額でございます。

次に、7 ページ歳出につきましては、1 款・総務費の一般管理費旅費4000円の減、徴収費では金融機関取扱手数料6000円を増額計上いたしました。

2 款・後期高齢者医療広域連合費では、負担金補助金及び交付金として、保険事業納付金5万8000円と事務費納付金129万8000円の減額を計上いたしました。

8 ページ、5 款・諸支出金では、保険料還付金として22万2000円を減額計上し、歳入歳出それぞれ2億4120万6000円とするものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第40号の上程

○議長（大西慶治君） 追加日程第9 議案第40号 「平成22年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○報徳病院事務長（尾上 薫君） 議案第40号 平成22年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の提案理由のご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出のうち主なものは、医業収益の内、入院収益では1日当たり入院患者数の減少により2424万円を減額、外来収益では外来患者数の減少により3631万7000円減額と、大幅な収益減が見込まれるため、運営補助として6300万円の増額をお願いするものでございます。また宮川福祉施設組合に派遣しています看護師1名の給与費負担金収入655万6000円を計上いたしました。

支出におきましては、県から派遣を受けております医師の異動による県への給与費等負担金の増額と、栄養士の異動による給与費の増加により８９９万９０００円を増額いたしました。

歳入歳出の総額５億４１５５万２０００円に、歳入歳出それぞれ８９９万９０００円を加え、歳入歳出予算の総額を５億５０５５万１０００円としようとするものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

散会の告知

○議長（大西慶治君） お諮りします。

議事の都合、議案調査のため、３月１７日を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、３月１７日を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、３月１８日、金曜日、１３時より再開します。

皆さん、ご苦勞さんでございました。

（午前１１時５２分 散会）